

土佐清水市ふるさと元気寄付金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市ふるさと元気寄付金（以下「寄付金」という。）の納付及び取扱いについて必要な事項を定める。

(寄付の申込)

第2条 市長は、市に寄付をしようとする者（以下「寄付者」という。）があるときは、あらかじめ、寄付金納付申込書（別記第1号様式）を提出、もしくはインターネット等の申込フォームを送信するものとする。

(寄付金の使途指定等)

第3条 寄付者は、自らの寄付金の使途について、次の各号のうちからあらかじめ指定することができる。

- (1) ふるさと海・山・川の元気応援事業（環境・防災）
- (2) 教育環境日本一！事業（教育）
- (3) 土佐清水まるごと元気応援事業（地域活性化）
- (4) 市長におまかせ！事業（その他）

2 この要綱により収受した寄付金のうち、前項に規定する使途の指定のない寄付金については、市長が事業の指定を行うものとする。

3 市長は、前項の指定を行った場合は、寄付者にそのことを報告するものとする。

4 寄付者へは、当該年度終了後3か月以内に使途等を報告するものとし、寄付者の指定した事業終了後、最終報告をするものとする。

(寄付金の納付)

第4条 市長は、寄付者が寄付金を納付しようとする場合は、土佐清水市会計管理者の口座へ振込みするよう依頼し、又は株式会社ゆうちょ銀行において振込みを依頼するものとする。なお、寄付者の都合にあわせ、これ以外の納付も可とする。

この内、市に現金を持参あるいは送付された場合は、企画財政課で収納するものとする。

(寄付金証明書の発行)

第5条 市長は、寄付金が納付されたときは、寄付者に寄付金受領証明書（別記様式第2号）を送付するものとする。

(寄付金台帳の作成)

第6条 寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳（別記様式第3号）を整備するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。